

令和5年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時：令和5年12月8日（金）午前9時30分～午前11時37分

○場 所：議会特別会議室

委員の出欠状況（出席＝○ 欠席＝×）					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	貝木 幸男	副委員長	○	金子 康法
委員	○	石川 浩	委員	○	五戸 豊弘
委員	○	石田 陽一	委員	○	小谷野 晴夫
			出席 6人	欠席 0人	

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
産業振興部長	栃本 邦憲	建設水道部長	保 沢 明
農政課長	伊澤 仁一	商工観光課長	関 孝 夫
農業委員会事務局長	坂田 一也	建設課長	倉持 吉男
都市計画課長	川俣 貴史	区画整理課長	古橋 栄一
水道課長	神戸 良和	下水道課長	近藤 善美

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	五月女 治	議事課長	篠崎 正代

○議員傍聴者 鈴木一司議員、村尾光子議員

○一般傍聴者 なし

1. 開 会

2. あいさつ 貝木幸男 委員長

3. 概要録署名委員 五戸豊弘 委員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

議案第43号 令和5年度下野市一般会計補正予算（第5号）【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

16款2項5目 土木費国庫補助金

○小谷野委員： 道路橋梁費補助金 について、減額の理由を伺う。

●建設課長： 都市構造再編集中支援事業補助金は、自治医大駅周辺整備に係る補助金であるが、トイレと駐輪場整備を減額したためである。道路メンテナンス事業費補助金は、橋梁点検等に充てる補助金であり、国の内示額が見込んでいた額より減らされたためである。当初の見込額より減額となり単費が増えたが、事業自体は継続しており当初予算分はすべて消化している。

○小谷野委員： 事業数に変わりはないが、国からの補助率が減ったため減額されたという認識でよいか。

●建設課長： 事業に対する補助率に変化はなく、補助金額が減っている。事業に対する補助額が全額付かなかったということである。

17款2項4目 農林水産業費県補助金

○五戸委員： 県単独農業農村整備事業費補助金及び農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金について、補助内容を伺う。

●農政課長： 県単独農業農村整備事業費補助金は、南河内第一配水場東側江川用水護岸において、豪雨等による崩落等で一部洗堀した箇所がある。二次災害を防ぐための早急な復旧工事が必要である。県に補助を要望したところ、補助の交付決定を受けたため補正をお願いした。通常は35%の補助率であるが、防災事業に位置付けられるため50%の補助率となる。事業費は、概算で320万円であり、50%の160万円が交付予定額である。次に、農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金は、国の補助金制度であり令和4年度の繰越事業である。農業施設の省エネルギー化に取り組む土地改良区に対して、電気料高騰分の7割を補助し、農業者の負担軽減を図る事業である。ただし、対象となる施設は、維持管理に占める電気料の割合が25%以上の団体となり、市では国分寺土地改良区と石橋土地改良区である。交付額は、エネルギー価格高騰分の7割が上限である。

[歳出]

7款1項3目 観光費

8款1項1目 道路維持費

8款4項4目 公園費

- 小谷野委員： 各所管のクビアカツヤカミキリ被害木伐採事業の詳細を伺う。
- 商工観光課長： 天平の丘公園では、2本伐採を予定している。1本目は花広場、2本目は夜明け前南側の芝生広場である。
- 建設課長： 道路維持費の委託料は、天平の丘公園から小山市に向かう市道1-15号線の街路樹1本と国分寺小学校と国分寺中学校の間にある1本の伐採費用である。建設課所管は2本である。
- 都市計画課長： 公園費について、西原公園2本、日酸公園3本の合計5本である。
- 小谷野委員： 被害木の大きさにもよると思うが、各事業で金額が違う要因を伺う。
- 商工観光課長： 所管箇所は、伐採・伐根・処分を含んだ費用である。
- 建設課長： 目通りの幹回りが118cmと2mと枝ぶりが違うため金額に差が出ている。
- 都市計画課長： 西原公園のサクラは幹回りが380cmと260cmと大きい。日酸公園は幹回りが210~250cmと大きく、重機や作業員が必要となっている。
- 石川委員： 前回の常任委員会で、個人が伐採した場合は県から補助金が出るのと伺った。今回のように、市が伐採した場合の取り扱いはどうなるのか。
- 産業振興部長： 担当課において所管施設の対応にあたっている。補助金含め、市の体制としては、環境課が取りまとめ窓口である。環境課では環境省の補助金を模索している。すべて終わった際にまとめて申請、充当を考えている。所管外の話になるので情報提供である。
- 石川委員： 各課所管における通報体制はどのようになっているのか。
- 商工観光課長： 天平の丘公園では、樹木管理を委託し、定期的に防除等の点検管理を行っている。今回の事案を受けて、今後も定期的な点検や巡回を行い、適宜報告を受けられる体制を取っていく。また、報告があった際は、現場確認したうえで県に確認依頼して、クビアカツヤカミキリの被害と認められれば適切な対応に努めていきたい。
- 建設水道部： 市内の施設で見つけた場合は、所管課に連絡することになっているが、一般市民が自分の家の木で見つけた場合の窓口は環境課になる。学校関係の場合は、教育委員会が窓口になる。担当課において、フラス等を現地確認する体制になっている。
- 石川委員： 縦割りで終わらず、どのように終わらせるかが大切になる。
- 建設水道部長： 縦割りにならないように、取りまとめている環境課に情報を流す体制をとっていく。
- 金子委員： 予防策はないのか。
- 商工観光課長： 有効的な予防策については、専門業者の知見を活かしながら、

拡大防止に向けた対応を進めていきたい。

- 金子委員：市内には対象となる木がたくさんある。薬剤による予防策はないのか。
- 商工観光課長：県の防除マニュアルには、被害拡大防止策として薬剤による防除方法がある。専門業者の意見を伺いながら、防除方法について検討していきたい。
- 貝木委員長：天平の丘公園の被害は合計2本。他の木に被害が拡大するたびに伐採すると、花見の木がなくなってしまう。金子委員が言ったように、他県や他市町の効果的な予防策を参考にしながら被害防止に取り組んでほしい。
- 石田委員：サクラ以外の木は対象とならないのか。卵を産んで幼虫が浸食し、木の中を食い荒らす想定だが、成虫と幼虫のどちらを撲滅すればよいのか。また、天平の丘公園では幹を伐採し、伐根までするということだが他も同様か。土の中に残る場合はないのか伺う。
- 商工観光課長：サクラ以外にモモ、スモモ、ウメなどの果樹も被害報告がある。成長サイクルについては、木の中に卵を産み付けてから約1～3年ほど幼虫として木の中に住みつく。その時期に木の中を浸食し、フラスが大量に発生する。冬場から3月までは木の中に留まっているが、暖くなる4月以降に幼虫が孵化し外に出てくる。県のマニュアルでは、活動が活発ではない冬に伐採から処分まで実施すれば最大限の防除ができる、とされていることから、商工観光課所管箇所についてはそのように対応していく。
- 石田委員：建設課でも伐根処分まで実施するのか。
- 建設課長：見積り時点では伐根まで見てない。切り株に穴があれば薬剤注入を考えているが、基本的にはネットで覆い塞ぐ予定である。
- 都市計画課長：公園費部分の施工箇所について、伐採と伐根双方の見積りを徴収したところだが、伐根は根っこが深くかなりの金額を要する。建設課同様に伐採後にネットで覆い、成虫が外に出ない対策をとる。
- 石田委員：卵を産んだ成虫は生き延びるのか。卵を産んだら死んでしまうのか。
- 商工観光課長：伐採だけでは幼虫は生き延びるが薬剤を注入すれば防除できる。孵化した場合でもネットで覆うことで飛散を防ぐことができる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第47号 令和5年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業 特別会計補正予算（第2号）
--

《質疑・意見》

[歳出]

1款1項1目 土地区画整理事業費

- 石田委員： 完工に近いと思うが、工事はどのくらい残っているのか伺う。
- 区画整理課長： 残っている事業は、地権者3名の移転。3名の移転がすべて可能になったときに道路の残事業が成立する。令和7年度完了を目指して工事を進めているが、工場・南側駐車場の移転が完了すれば完工に近づく。
- 石田委員： 使用不能による補償費の部分ということか。
- 区画整理課長： 今回の補正は、南側駐車場に関わる費用である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第48号 令和5年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業
特別会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

[歳出]

1款1項1目 土地区画整理事業費

- 石川委員： 補正額6千万円の内容を伺う。
- 区画整理課長： 主に工事請負費、原材料費、補償費である。工事については、下坪山工業団地交差点西側の都市計画道路3・4・4道路における、南側側溝の敷設工事と道路拡張工事である。その他、擁壁工事の完了に伴い、隣接する換地の高低差を補正する造成工事を行う。原材料費は、整備の進捗に伴い分筆の必要が生じ、コンクリート杭が不足となったためである。補償費は、下坪山工業団地交差点の東側地権者との交渉が進み同意が得られたため、信号機設置に支障となる工作物等の移転を先行して行うためである。
- 金子委員： これ以上補正を組む必要がないと受け止めてよいか。
- 区画整理課長： 当面必要となる額を補正している。今後、交渉、工事の進捗に応じて先行してできる部分があれば積極的に考えていきたい。全くないとは言えないが、工期短縮のため、先行してできる工事は積極的に行っていく。
- 小谷野委員： 過去にも北側道路の早期開通を要望している。今回の補正は少しでも早めるためということか。
- 区画整理課長： 早期開通の要望が多いことは承知している。信号機は県警所管のため、予算やスケジュールの都合により遅れてしまうと答弁していたが、市費で動かせる場合は市で実施したほうが早いということで、今年度に信号を移設し道路幅が確保できた。今回の補正は、側溝敷設工事と道路拡張工事で

あり、信号機の設置先を整備するものである。

- 小谷野委員： 予算審査のときに北側道路を早く通してほしいと要望した。今回はそれを受けての補正ということか。
- 区画整理課長： 道路交差点の整備であり、工作物移転も予算計上している。信号機移設を進めることで開通が早まるということであり、要望に対応した工事である。
- 小谷野委員： 要望に応えた形であれば評価したい。いつ開通になるのか伺う。
- 区画整理課長： 以前には令和8年度と話した。県では令和6年度に予算化できると聞いている。先方の予算化となれば令和7年度中には整備ができると考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第49号 下野市下水道事業会計補正予算（第1号）について

《質疑・意見》 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第57号 下野市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》 なし

- 石川委員： 項目が追加された理由を伺う。
- 商工観光課長： 本条例は、中小企業者と中小企業支援団体の連携強化などを目的として制定された。中小企業支援団体の要となる商工会においては、地域に密着した団体として、中小企業に対する経営継続支援の充実強化に向けた各種サービスを実施している。こうした中、商工会の組織力の強化が欠かせないものとなっている。現在、商工会への加入率が50%程度。中小企業者による地域振興を考えた場合、加入促進は重要であると考えたためである。
- 貝木委員： 商工会の加入数を伺う。
- 産業振興部長： 令和5年3月末時点で、石橋商工会は479名、下野市商工会は593名となっている。
- 五戸委員： 加入金は売り上げによって違うのか。
- 商工観光課長： 売り上げによる加入金の差はない。賛助会員と一般会員の区

別はあるが、一般会員について差が生じることはない。

- 金子委員： 下野市商工会は南河内と国分寺が合併、石橋商工会はそのまま。石橋商工会のほうが加入率は高く、下野市商工会は低いと聞いている。できれば合併したほうがよいと思うが、市からの指導はないのか。
- 産業振興部長： この問題については、議会からも意見をいただき働きかけを行っていただいたこともある。運営側や当事者では、時期尚早であり困難な状況と認識している。加入率について、石橋商工会 53.3%、下野市商工会 50.5%と著しく乖離しているわけではない。地域柄、密度の問題もあり石橋商工会のほうが高いようである。合併の議論については、担当課から言えるようなことはなく。全体を見て意見を伺いながら考えていくことになる。
- 石田委員： 商工会が果たす役割は、本来市役所がやる仕事であるが、地域を守るため、地元の商店が先頭に立って始まった。商店が減ってきて加盟企業を見ても小規模企業が多くなっている。小規模企業の活気がでないと、市内商店街の活性化にならない。合併を進めるには、境目なく、商店が繋がって活発にならないと始まらない。今後も行政としての支援をお願いしたい。
- 産業振興部長： 今回の条例改正により、市としては法的側面から支援できる。地元の活性化の観点から、市では次なる商工支援を考えている。地元の加盟者を増やし活躍していただくことが重要であり、事業費用への支援も検討している。合併の問題もあるが、それぞれの単組の中で事業費補助の充実を検討している。今後、そちらも提言いただければ幸いである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第58号 下野市農業集落排水施設条例の一部改正について

《質疑・意見》 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第62号 下野市市民農園における指定管理者の指定について

《質疑・意見》

- 金子委員： 指定管理者の管理範囲を伺う。
- 農政課長： クラブハウス、農園の一式の管理と除草管理をお願いしている。

- 金子委員： 指定管理者の認定基準について、審査内容を伺う。
- 農政課長： 条例に基づき、下野市公の施設指定管理者選定委員会を開いて適正かどうかの審査をしている。委員会は副市長を筆頭に各部長で構成されている。指定管理者に資料の提出を求め、条例第4条に記載されている5項目に合致しているか審査し、公募か非公募かも踏まえて決定している。
- 金子委員： 委員長責任の下、決定するという事でよいか。
- 農政課長： お見込みの通り。選定する場合は、候補となる方にお越しいたゞき、ヒアリング、プレゼンにより決定する。
- 石川委員： 委員会の行政視察で訪問した「あい農パーク春日井」では、担い手不足対策の一環として、農業に興味を持ってもらう取組を行っており大変勉強になった。本市、市民農園、農業公社のホームページを見たが、「担い手」という言葉が出てこない。担い手を探すため、機会を提供する施策等はないのか。
- 農政課長： 農業人口が減っており、担い手の確保は重要であると認識しているが、市民農園では担い手確保まで取り組めていない。農園を通して、野菜作り、情報交換や交流を楽しんでもらうことを目的としている。
- 石川委員： 入口を広める意味で、やったほうがいいと思う。ホームページだけでなく、農業を始めたいと思わせるPRを提案したい。
- 産業振興部長： 私も随行した春日井市の研修は有意義であった。本市で指定管理している農業公社やゆうがおパークがブレンドされたテーマであった。担い手確保に向けた事業拡大という話だが、農業公社では農地の流動業務がメインである。現在、農業公社の職員は市からの派遣職員と2つのJAからの派遣職員で成り立っている。春日井市の取り組みは今後の参考にするが、私見としては、本市と春日井市では農業に対するウェイトが違う。認定農業者数も10数名程度であったのに対し、本市では350名ほどおり、農業を生業にしているかどうかの問題もある。そのうえで、農業に馴染みがない方へのきっかけや理解を深めるという意味では有効であったように思う。本市の市民農園では、農業専従で成り立っている地域で農業体験、市民交流の場と考えている。農業公社の業務拡大は今後の課題でもある。今後ともご意見いただきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第63号 道の駅しもつけにおける指定管理者の指定について

《質疑・意見》 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第64号 三王山ふれあい公園施設における指定管理者の指定について

《質疑・意見》 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第67号 しもつけ産業団地整備事業に伴う字の区域の変更について

《質疑・意見》

○石田委員： 字変更区域の詳細を伺う。

●商工観光課長： 現在、下野産業団地内においては、3つの大字と7つの小字が存在する。異なる字同士は合筆できない。合筆するため、「下坪山字結城道西」に変更する。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[発言の申し出]

●産業振興部長： 商工会への加盟金に差はあるのか、との質問があったが、統一ではない点があるため商工観光課長より補足説明させる。

○商工観光課長： 売り上げによる差はないことを両商工会に確認した。ただし、下野市商工会においては、資本金が1千万円以上か未満かで会費に差がつくとのこと。

(2) その他

なし

5. その他

なし

閉 会